

2 その他〇Ｔ〇案件に関するフォローアップ

今回のフォローアップにおいては、過去に対策本部決定とした案件以外にも以下の案件を対象としている。

- ・平成 16 年度、平成 17 年度の問題提起プロセスで提起のあった案件のうち、所管省対処方針に対して提起者が了解する等により処理が終わり、推進会議として意見を付さなかったもの。
- ・平成 14 年 9 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに受け付けた個別苦情案件及び平成 14 年 8 月 31 日時点で処理中であった個別苦情案件。

これらについては、措置を実施中のもの及び苦情処理中のものが数件存在するものの、対処方針に示された措置は概ね実施されており、所管省の取組を評価する。

措置を実施中のもの及び苦情処理中のものについては、関係者において引き続き適切に対応されたい。